

～ アルバイト職員募集のお知らせ ～

東京税関では、現在、アルバイト職員として業務の補助を行って頂ける方を募集しております。

応募をご希望の方は、このホームページからダウンロードした「履歴書（面接カード）」に必要事項を記入し、以下の受付期間内に持参又は郵送してください。郵送の際には、封筒及び履歴書余白に「アルバイト職員（羽田）への応募」と明記してください。

受付期間：令和８年２月２４日（火）１７時まで

※応募人数が多数の場合は、受付を締め切らせていただく場合がありますのでご了承ください。

【履歴書リンク先】

[【任期付・非常勤】履歴書（面接カード）PDF 版](#)

[【任期付・非常勤】履歴書（面接カード）EXCEL 版](#)

採否は、書類選考（一次）、面接（二次）により決定します。書類選考合格者には面接日程を個別に連絡します。書類選考及び面接不合格者には別途担当から連絡します。

※採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的に利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。

勤務場所、業務内容等は以下のとおりです。

記

勤務場所：東京税関 羽田税関支署 総務課
(〒144-8615 東京都大田区羽田空港 2-6-4 C10 棟)

採用期間：令和８年４月１日（水） ～ 令和９年３月３１日（水）（予定）
(期間更新の可能性あり)

採用人数：１名

業務内容：データ入力及び資料作成等の一般事務、電話対応、物品管理及び書類整理等の庶務事務並びに庁舎維持管理に係る立会等

勤務時間：８：３０～１７：００のうち、５時間３０分程度（土・日・祝日を除く）
(勤務時間とは別に休憩時間（４５分）あり)

採用条件：パソコン業務（Word、Excelの基礎操作）が可能な方
公共交通機関等を利用し、自宅から通勤可能な方

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

（１）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・人事院の人事官又は事務総長の職にあって、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（２）日本国籍を有しない方

（３）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者

（心神耗弱を原因とするもの以外）

給 与：時給 1, 4 3 1 円

各種 手当：通勤手当、期末・勤勉手当の支給あり。

通勤手当は、原則、月額 1 5 0, 0 0 0 円を上限として支給
（但し、採用月は支給できない場合があります。）

保 険：社会保険（共済組合（医療保険のみ）、厚生年金保険（70歳未満の場合））
及び雇用保険適用

休 暇：採用期間に応じて年次休暇を付与

服 務：国家公務員法に定めている諸規定を適用（一部適用除外あり）

給与支給日：原則として毎月 1 6 日（月末締切翌月支払）

【応募書類の郵送先及び問い合わせ先】

〒144-8615

東京都大田区羽田空港 2-6-4 C I Q 棟内

東京税関 羽田税関支署 総務課（担当：山下）

TEL：050-5533-6913

FAX：03-3747-0230